

# クーリング・オフ制度とは

訪問販売などで契約を交わしてしまった後でも、法定の契約書面を受け取った日から法律などで定められた一定期間内であれば、無条件で契約を解除できる制度です。

## ■クーリング・オフのできる主な取引（一部）

取引形態	行使期間
訪問販売・催眠商法・アポイントメントセールス・キャッチセールス	8日間
電話勧誘販売	8日間
特定継続的役務提供(エステ、語学教室など)	8日間
連鎖販売取引(マルチ商法)	20日間

※行使期間の起算日は、契約書面を受け取った日からであり、いずれも初日を算入します。

■原則全ての商品、サービスがクーリング・オフの適用対象です。ただし、一部の商品、サービスは対象に定められていません。クーリング・オフできるかどうかは、消費生活センターにお問合せ下さい。

<参考>こんなときには、クーリング・オフができません！

- ①乗用車の購入
- ②使用してしまった消耗品(化粧品、健康食品など)
- ③3,000円未満の現金取引
- ④通信販売取引

## ■ハガキによるクーリング・オフの方法

**表** 切手

□□□ □□□□

〇〇市〇〇〇町〇〇

〇〇株式会社〇〇支店

代表者 〇〇〇様

特定記録

**裏**

氏名 住所

平成〇〇年〇月〇〇日

〇〇市〇〇町〇〇

商品名

商品の金額 〇〇〇円

申込日 平成〇〇年〇月〇日

右記日付の申込は取り消  
(または、契約は解除)します。  
なお、支払い済の〇〇円を返金し、  
商品を引き取って下さい。

現金を前払いし、商品を預かっている場合は記入する。クレジット会社へ通知するときは、この部分は不要です。

## ■ハガキを郵送する前に確認しましょう。

- ①代金をクレジットで支払う契約を結んだ場合は、クレジット会社にも同様の通知(ハガキ)を出してください。
- ②ハガキの両面をコピーして保管しましょう。
- ③簡易書留郵便か特定記録郵便として契約業者に郵送します。控えは保管しましょう。
- ④クーリング・オフ期間内の消印となるようお早めに手続きを。

クーリング・オフ行使期間が過ぎてしまった！クーリング・オフが適用されない！！でも…

 **クーリング・オフ以外にも契約の取り消しができる場合があります！**

事業者にな適切な勧誘や不当な契約条項がある場合は、消費者は契約を取り消したり、契約の全部や一部(条項)を無効にすることができます。

**あきらめないで、困ったら消費生活相談をご利用下さい！**